

1. はじめに (案)

この「島根地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した島根地域原子力防災協議会において、中国電力(株)島根原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

島根地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、島根地域においても「島根地域原子力防災協議会」が設置された。

島根地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
 内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)付危機管理審議官
 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
 警察庁長官官房審議官
 総務省大臣官房総括審議官
 消防庁国民保護・防災部長
 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
 経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
 環境省大臣官房審議官
 防衛省大臣官房審議官
 島根県副知事
 鳥取県副知事

オブザーバー

まつえし
 松江市
 いずもし
 出雲市
 やすぎし
 安来市
 うんなんし
 雲南市
 よなごし
 米子市
 さかいみなとし
 境港市
 ちゅうごくでんりょく
 中国電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
 ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. 島根地域の概要 (案)

- 島根原子力発電所は、中国電力(株)が島根県松江市鹿島町まつえし かしまちょうに設置している原子力発電所である。
- 島根原子力発電所は、昭和49年3月に1号機の営業運転を開始。平成元年2月に2号機の営業運転を開始している。
- なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

中国電力(株)島根原子力発電所について

(1)所在地 島根県松江市鹿島町まつえし かしまちょう

(2)概要

- 1号機: 46.0万kW・BWR
- 2号機: 82.0万kW・BWR
- 3号機: 137.3万kW・ABWR

(3)着工／運転開始／経過年数(令和3年3月時点)

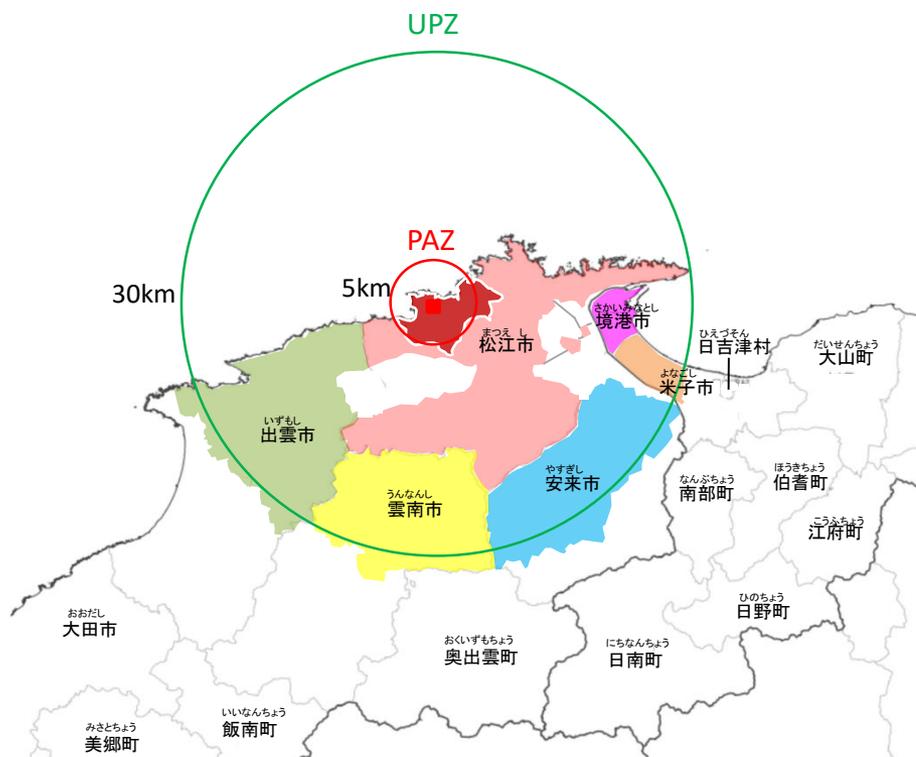
- 1号機: 昭和45年 2月／昭和49年3月／46年
(平成27年 4月をもって廃止)
- 2号機: 昭和59年 2月／平成元年2月／32年
- 3号機: 平成17年12月／ 未 定 / -

島根原子力発電所



原子力災害対策重点区域の概要

- 島根県及び鳥取県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は^{まつえし}松江市（島根県）、UPZ内は島根県4市、鳥取県2市にまたがる。
- 冷却告示の対象である1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P93参照。



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

<概ね5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市（^{まつえし}松江市） 住民数：9,693人※

<概ね5～30km圏内>

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

6市
（島根県：^{まつえし}松江市、^{いづもし}出雲市、^{やすぎし}安来市、^{うなんし}雲南市
鳥取県：^{よなごし}米子市、^{さかいみなとし}境港市）

住民数：450,398人※

- PAZ内人口は9,693人、UPZ内人口は450,398人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で460,091人。

関係市名		PAZ内		UPZ内		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
島根県	まつえし 松江市	9,693 人	4,274 世帯	192,288 人	86,077 世帯	201,981 人	90,351 世帯
	いずもし 出雲市	—	—	122,696 人	46,695 世帯	122,696 人	46,695 世帯
	やすぎし 安来市	—	—	33,389 人	12,532 世帯	33,389 人	12,532 世帯
	うんなんし 雲南市	—	—	30,369 人	10,856 世帯	30,369 人	10,856 世帯
小 計		9,693 人	4,274 世帯	378,742 人	156,160 世帯	388,435 人	160,434 世帯
鳥取県	よなごし 米子市	—	—	37,715 人	16,671 世帯	37,715 人	16,671 世帯
	さかいみなとし 境港市	—	—	33,941 人	15,307 世帯	33,941 人	15,307 世帯
小 計		—	—	71,656 人	31,978 世帯	71,656 人	31,978 世帯
合 計		9,693 人	4,274 世帯	450,398 人	188,138 世帯	460,091 人	192,412 世帯

※令和元年12月末時点

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、^{まつえし}松江市全体での他地域からの昼間流入人口は約18,700人/日。
- 平成28年経済センサスによると、中国電力関連企業を中心に約370事業所、約4,000人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又はバスを通勤手段としている。

〈昼間流入・流出人口〉

まつえし 松江市	他地域からの流入人口	他地域への流出人口	差引増減
		18,652人	11,165人

出典：平成27年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

〈PAZ内の就労者数〉

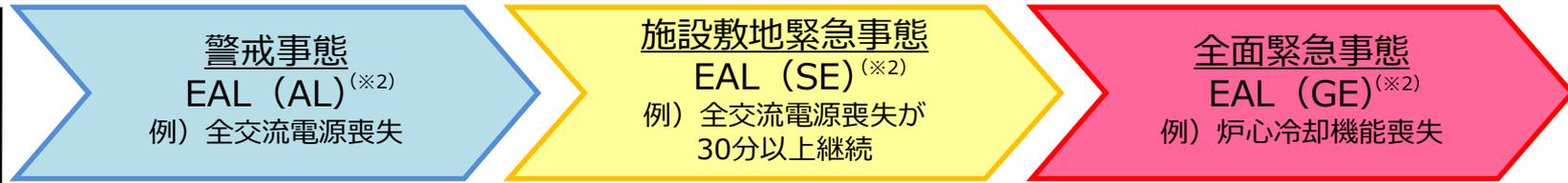
PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
^{かしま} 鹿島地区	260	3,011人
^{いくま} 生馬地区	24	302人
^{ふるえ} 古江地区※	48	443人
^{しまね} 島根地区	39	310人
合 計	371	4,066人

出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

※ ^{ふるえ}古江地区の一部区域がPAZとUPZがまたがっているため、当該区域のUPZ内の数値を含んでいる。

3. 緊急事態における対応体制 (案)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の避難準備、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避準備開始

施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の避難、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避開始

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨ素剤の服用準備

安定ヨ素剤の服用

UPZ内
概ね5km～30km
(※4)

屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外
概ね30km～
(※5)

- (※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) ○要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。